

# 農政 やわた



第15回八幡市農産物品評会の審査風景（令和7年11月28日開催）

目次	委員会活動、各種申請 他 . . . . . 2、3	通水日程、労災保険 他 . . . . . 7
	盛土、農地貸借方法の変更 他 . . . . . 4、5	品評会受賞者一覧 他 . . . . . 8
	農業者年金 他 . . . . . 6	

# 農業委員会活動

## 農地パトロールの実施

農業委員会では、農地の利用状況を把握し、遊休農地の早期発見や解消に向け、令和7年8月に農地パトロールを実施しました。

高齢化及び後継者不足等から、各地に荒廃している農地が見られます。このような状態を放置すれば隣接農地に迷惑をかけるほか、廃棄物等を不法投棄される場所になりかねません。

荒廃している農地の所有者には、農地利用意向調査を行っています。

事情により耕作ができない場合は、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。



## 先進地視察研修会を実施

### 先進地視察研修

(令和7年11月20日)  
22日 佐賀県江北町  
ほか)

農業委員・農地利用最適化推進委員が佐賀県江北町、熊本県水俣市、熊本県菊陽町を訪れ、視察研修を実施しました。

1日目に訪れたのは佐賀県の中央部に位置し、「佐賀のおへそ」とも呼ばれている江北町。人口約1万人、面積は八幡市とほぼ同じ24.88平方キロメートルで平坦地域では米、大豆、中山間地域では温州ミカンやキウイフルーツ栽培が盛んです。江北町農業委員会では、全国トップクラスの農地集積率を誇る農地集積事業について、地域における話し合いの進め方や課題解消への取組みについて意見交換を行いました。本市の委員からは積極的な質問があり、江北町農業委員会の会長をはじめ各委員、事務局の皆様から丁寧な説明を頂き、大変有意義な意見交換となりました。



2日目に訪れた熊本県水俣市にあるジェイカムアグリ株式会社水俣工場では、工場長から施肥量や施肥回数を減らすことによ

る農作業の省力化を通じて持続可能な農業の実現を目指す肥料製造の工程、また環境にもやさしい肥料開発への取組みを説明いただきました。

3日目に訪れた

熊本県菊陽町にあるJ A菊池の農産物市場、きくちのまんま菊陽店は、阿蘇の連山を一望できる場所にあり、阿蘇くまもと空港に近いこともあり、朝から行列ができる人気の直売所でこの日も大勢の人で賑わっていました。ここでは店長や直売所に出品されている地元農家さんと出荷している作物の種類、苦労話などの意見交換を行いました。また周辺には多くの半導体関連企業の工場建設が進められています。風景が様変わりしてきている状況や農地、周辺道路への影響などもお聞きしました。



農業委員会では、この視察研修で学んだことを生かし、今後も最適化活動や地域計画目標地図の更新に取り組んでまいります。



# 農業委員会に申請が必要です!

## 耕作目的の農地の売買等に伴う所有権移転

- 農地法第3条に基づく申請が必要です。

## 農地を農地以外に転用

- 農地法第4条、第5条など申請が必要です。

## 農地に農作業場等を設置

農地を農作業場（ビニールハウス含む）や従業員駐車場等として利用を考えておられる方は、手続きが必要となる場合がありますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。 ※必要書類、各種要件等は農業委員会にご相談ください。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続等により取得した方は農業委員会まで届出の義務があります。

### 「必要書類」

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書（農地の相続等の届出書）

### 「参考書類」

- ・相続登記済みの登記簿謄本または遺産分割協議書の原本

### 「提出時期」

- ・農地の相続等を受けた時点からおおむね10ヶ月以内

※農業委員会では、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。



## 不動産の相続登記等のお知らせ

- 令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されています。

・土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。

- 令和8年4月1日からは、住所、氏名の変更登記も義務化されます。

・住所、氏名・名称の変更の日から2年以内に変更登記をすることが義務付けられます。

・義務化前に氏名、住所の変更があった場合は、令和10年3月末までに登記する必要があります。

※詳しくは、

京都地方法務局宇治支局 ☎0774(24)4121 までお問い合わせください。

## 「地域計画」が始まりました

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月より、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。八幡市においても、地域での話し合いの場（地区連絡会議）の協議に基づいて、10年後の目指すべき農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和7年3月末に策定しました。

令和7年度は、引き続き地区連絡会議を八幡地区、有智郷地区、都々城地区の三地区で開催し、地域の農業を持続させていくための方針と農地の将来の耕作者の計画を立てていく「目標地図」の更新等により、「地域計画」を見直しています。

今後も「地域計画」の実現に向けて、継続して地区連絡会議を開催し、地域の農業の現状と課題の共有、将来の在り方についての活発な議論や農地の利用状況が反映された「目標地図」等の見直しを進めてまいります。



## 農地の改良や転用に伴う盛土等について

令和5年6月1日より京都府の「農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて」の施行に伴い、田畑転換や上質の土に入れ替え土壌改良したりする農地改良でも、盛土の高さが1m以上、工期が6カ月以上、盛土の面積が30a以上などの一定の基準（通常の営農行為）を超える場合は、農地法の一部転用許可が必要になります。

また、盛土等による災害防止のため、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行され、京都府では令和7年5月1日から府内全域を規制区域に指定されました。

規制開始に伴い、これまでは対象が宅地造成に伴う土地の形質変更のみとなっていましたが、今後は土地の用途に関わらずに、規制区域内で行われる一定規模以上の土地の盛土・切土行為や一時的な土石の堆積行為が規制対象となり、農地転用や田畑転換等で盛土等が発生する場合は、盛土規制法の許可または届出が必要になることがあります。

詳しくは、農業委員会事務局にご相談ください。

## 農地への不法盛土にご注意を!!



「田んぼに土を入れて畑に変えませんか?」「無料で土を入れますよ!」などと甘い言葉で、農地所有者に近づき、廃棄物混じりの土砂などを山積みされる被害が発生しています。

その結果、所有者が原状回復するよう業者に伝えても、元に戻されず、農地所有者自身が多額の費用をかけて、撤去することになりかねません。



# 農地の貸借方法が変わりました！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、これまでの相対による賃借（利用権設定）は、令和7年3月をもって廃止されました。

令和7年4月からは、農地の効率的な利用を促進し、農業の生産性向上を図る農地中間管理事業に基づく「農地中間管理機構を介した賃借」に一本化されました。

これまでの相対による賃借を更新する場合は、農地の借り手が「地域計画（目標地図）」に位置付けられていれば、引き続き農地中間管理機構を介して賃借を行うことができます。掲載がない場合でも「地域計画（目標地図）」を見直すことで賃借を行えます。

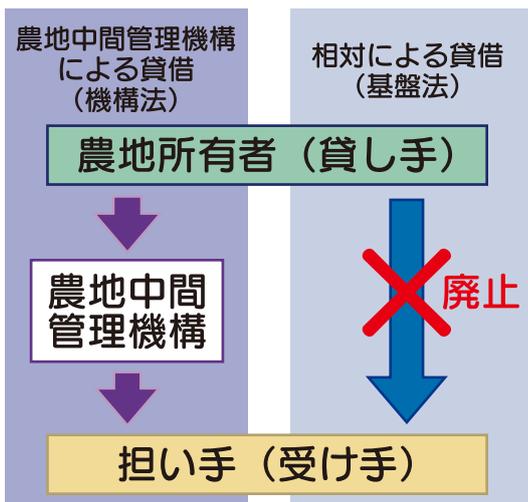
今後は、「農地中間管理機構を介した賃借」、または、従来からの「農地法第3条に基づく賃借」のどちらかになります。

手続きの詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

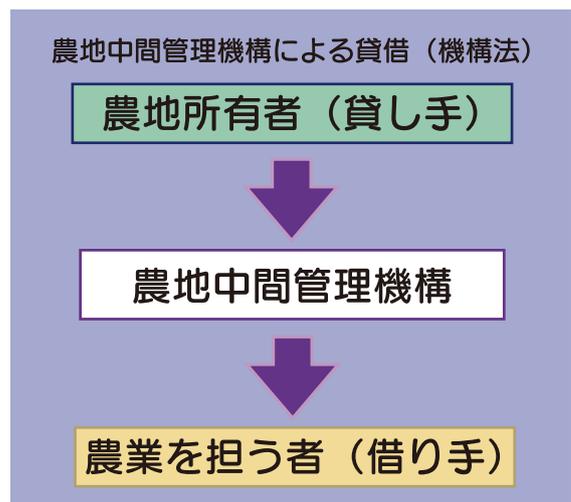
※令和7年3月までに利用権設定された契約は、賃借期間満了日まで有効です。

※農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（京都府農業会議）が、「地域計画（目標地図）」に位置付けられた農業を担う者（借り手）に対して、農地を貸したい人（貸し手）から借り受け、貸し付けする事業です。

## 令和7年3月までの農地賃借



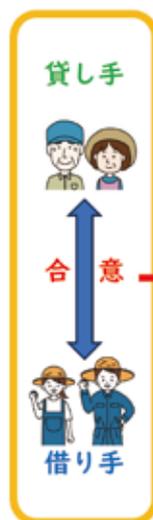
## 令和7年4月からの農地賃借



## 令和7年4月からの権利設定の流れ

農地の貸し借りについて、「貸し手」「借り手」と、「地域の話し合い」による3者合意が必要になります。

権利設定は、農業委員会、市町村、農業会議（農地中間管理機構）が間に入り賃借契約事務を行い、市町村長が許可します。



農業委員会が権利設定（集積促進計画）案の作成を市町村経由で農業会議（中間機構）に要請

市町村が設定案を作成し農業会議に提出

農業会議が貸し手、借り手それぞれとの権利設定計画を決定

市町村長が計画認可し公告（5月、11月予定）

# 農業者年金に加入しましょう!

## 3つの要件を満たせば

20歳以上  
65歳未満

※一定の要件を満たす  
必要があります。

国民年金  
第1号  
被保険者

保険料免除者を除く

年間60日以上  
農業に従事

## どなたでも加入できます

農業者年金は、農業者が安定した老後生活を過ごすことができるよう国民年金に上乗せをする公的年金です。少子高齢化時代に強い「積み立て方式（確定拠出型）」で自分が積み立てた保険料とその運用実績により、将来受け取る年金額が決まります。

公的年金なので、その年に支払った保険料の**全額**が所得税・住民税の「**社会保険料控除**」の対象になります。

ご相談は、農業委員会事務局、またはJA京都やましろ八幡市支店でお受けしています。

- 加入の要件 ①20歳以上、65歳未満である国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除等を受けられていない方。（一定の要件を満たす必要があります。）  
②年間60日以上農業に従事している方

以上の要件を満たす場合は、誰でも加入できます。ただし、加入の時点で国民年金基金に加入している場合は、農業者年金に加入できません。

- 保 険 料 保険料は、月額2万円を基本とし、6万7千円まで千円単位で選択出来ます。また、保険料はいつでも増額・減額ができます。（35歳未満の方は、一定の要件を満たせば月額1万円から加入できます。）農業者年金に加入した場合は、農業者年金の保険料とあわせて、国民年金の付加保険料（月額400円）の納付が必要となります。

- 80歳までの保証つき

年金は終身年金で、生涯支給されますが、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳まで受け取れるはずであった年金額に相当する金額が、死亡一時金として遺族に支給されます。（年金受給開始を、農業者老齢年金は65歳以上75歳未満。特例付加年金は65歳以上に選択肢がふえました。）

詳細、要件については、農業委員会事務局もしくはJA、農業者年金基金にお問い合わせください。

## 私も農業者年金に加入しています!

いつでも保険料の増額・減額が自由にでき、節税効果や老後の資金として期待できるさまざまなメリットがあり、将来の備えのためにお勧めです。



符川 亮さん

# 令和 8 年度の通水日程について（お知らせ）

※下記日程を厳守してください。

区分	A 日程 ボーリングポンプ 苗代用	B 日程 ボーリングポンプ 田植え・代掻き用	C 日程 木津川揚水ポンプ 田植え・代掻き用
岩田	5 月 1 日	戸 津 6 月 3 日 戸津以外 6 月 6 日	戸 津 6 月 3 日 戸津以外 6 月 6 日
川口	5 月 1 日	6 月 6 日	6 月 4 日

※A日程ポンプによる用水は苗代以外の用途には絶対に使用しないようお願いします。

※苗の申込みに関するご質問は JA 八幡市支店までお願いします。

※その他ご質問は各地区実行組合若しくは連合会（TEL.971-0255）までお願いします。

※各日程とも終了日は 10 月 15 日です。

※C日程戸津向けは盛戸と舞台の一部を含みます。

八幡市農家実行組合等連合会

農作業中の事故への補償

## 労災保険 「特別加入制度」

加入保険料の一部を八幡市が助成しています。

※詳しくは、

JA 京都やましろ八幡市支店へ

TEL：075-981-1315

農業経営に安心を備える

## 収入保険に 加入しませんか？

自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

※詳しくは、

京都府農業共済組合山城支所へ

TEL：0774-62-8611

## 全国農業新聞を購読しませんか！

農業経営と暮らしに役立つ情報が満載です。お申し込みは農業委員会事務局へ（TEL.983-5621）

●発行 毎週金曜日

●購読料 月額 700 円（送料、消費税込）

※令和 8 年 4 月から月額 900 円に改定します。

●発行所 全国農業会議所

# 令和7年度 品評会受賞者一覧

## 第15回 八幡市農産物品評会

- 西村 忠雄 京都府知事賞（大根）
- 東川 輝雄 八幡市長賞（ハウレンソウ）
- 道本 悟江 八幡市議会議長賞（白菜）
- 奥西 知史 山城地域農業振興協議会会長賞（聖護院大根）
- 山田 晃嗣 全国農業協同組合連合会  
京都府本部運営委員会会長賞（キュウリ）
- 上杉 篤 八幡市農業委員会会長賞（イチゴ）
- 中野 則夫 京都やましろ農業協同組合組合長賞（ネギ）
- 森 正次 京都やましろ農業協同組合  
八幡市運営協議会会長賞（キャベツ）
- 古里 治彦 京印京都南部青果株式会社社長賞（シロナ）



西村 忠雄 氏

## 第52回 八幡市農業青年クラブ農産物品評会

- 西村 和晃 京都府知事賞（トマト）
- 奥村 拓也 山城地域農業振興協議会会長賞（キュウリ）
- 渋谷 昌樹 八幡市長賞（ナス）
- 東 芳光 八幡市農業委員会会長賞（バラ）
- 野井 勝博 京都やましろ農業協同組合長賞（ネギ）
- 今川 雅裕 京都やましろ農業協同組合  
八幡市運営協議会会長賞（万願寺トウガラシ）
- 古里 治彦 八幡市農業青年クラブ会長賞（ホワイトコーン）



第52回 YAC 品評会の様子

## 第48回 八幡市茶品評会

- 金森 千秋 京都府知事賞
- 大谷 泰弘 京都府茶業会議所会頭賞
- 松田 雅宣 京都府農業協同組合中央会会長賞
- 石田 貴久 山城地域農業振興協議会会長賞
- 高井 賢治 京都府茶生産協議会会長賞
- 森田 正彦 全国農業協同組合連合会  
京都府本部運営委員会会長賞



第48回 八幡市茶品評会の様子

### 編集委員

梶 近 符 西 猪 奥  
浦 田 藤 川 川 飼 村  
靖 誠 茂 亮 茂 美 芳  
人 樹 雄 男 和 治  
子



編集委員 一同

### □ 編集後記

今号の表紙は、八幡市農産物品評会の審査風景です。以前から農業団体が主催する品評会等はございましたが、市内の農家はもとより、家庭菜園、市民農園等で栽培されている市民全体を対象にした試みで平成22年に始まり、このたび15回目を迎えることができました。今後もこの品評会をおおして、農家には農業への励みとなるよう、市民の皆さまには農業への理解の促進や交流となるよう、本市農業の発展を願うばかりです。